

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館に係る  
指定管理者の予定者となる団体の選考について

担当課：産業部交流振興局観光課

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の指定予定者を次のとおり選考した。

- 1 指定予定者 住 所 今治市大三島町浦戸1507番地1  
団 体 名 株式会社マーレ  
代表者名 代表取締役 松岡 修

2 施設の概要

- (1) 所在地 今治市大三島町宮浦5902番地

- (2) 施設の設置目的 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、併せて市の産業と観光の振興の寄与に資することを目的とする。

3 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和4年9月22日（木）～令和4年9月30日（金）

- (2) 応募者（1団体）

団 体 名	代表者役職氏名	住 所
株式会社マーレ	代表取締役 松岡 修	今治市大三島町浦戸1507番地1

4 審査の概要と結果

- (1) 審査の方式

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案して当該団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

### (3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、株式会社マーレを指定予定者として選定した。

団体名	株式会社マーレ
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.8点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	24.6点
審査基準Ⅴ	12.6点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	22.5点
合計	122.5点

- 審査基準Ⅰについては、適正と評価された。
- 審査基準Ⅱについては、設置目的にふさわしい地域の拠点としての役割を担い、人と地域がより豊かで活力ある地域づくりに積極的な貢献を果たせる施設を目指し、日常の中に溶け込んだ「わが街」の会館として存在し、「健康」、「交流」及び「産業振興」という当施設の効用を最大限に発揮することが出来る施設としていきたいという姿勢が評価された。
- 審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（192,500千円（5年間））以内であり、適正と認められた。  
（指定管理料基準額（5年間） 株式会社マーレ 192,500千円）
- 審査基準Ⅳについては、職員の雇用形態についての課題はあるが、人員の安定的な確保や、コロナ禍での経営努力や地元地域からの信頼感に対する期待値の高さが評価された。
- 審査基準Ⅴについては、地元の農産物や魚介類の販売を行うことで、地域の一次産業の振興への影響や、すでに障がい者雇用について募集していることなどの積極的な取組みが評価された。
- 審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にありと認められた。
- 審査基準Ⅶについては、これまでの指定管理期間のモニタリング結果から、施設の設置目的や公共性について、十分に理解して管理運営が出来ていると評価された。
- 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が使用者の平等使用を確保できること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであることを勘案し、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していることが認められたため、当審議会は株式会社マーレを指定予定者として選定した。

また、審査の際に施設の管理運営について、下記の要望が出された。

- 雇用形態について、パート雇用の副責任者を正規雇用にすることを検討していただきたい。
- 今治タオルのPRを積極的におこなってほしい。

※ 点数は各委員の平均値

5 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで